

改正後	現行
奈良県障害福祉サービス等情報公表実施要綱 第1 目的 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18の規定に基づく障害福祉サービス等にかかる情報公表制度の実施について必要な事項を定めることを目的とする。 第2 情報公表を行う指定障害福祉サービス等 情報公表を行う指定障害福祉サービス等は、以下のとおりとする。 (1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。） 指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、<u>指定就労選択支援</u>、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助 (2) 指定地域相談支援 指定地域移行支援及び指定地域定着支援 (3) 指定計画相談支援 (4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）	奈良県障害福祉サービス等情報公表実施要綱 第1 目的 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18の規定に基づく障害福祉サービス等にかかる情報公表制度の実施について必要な事項を定めることを目的とする。 第2 情報公表を行う指定障害福祉サービス等 情報公表を行う指定障害福祉サービス等は、以下のとおりとする。 (1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。） 指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助 (2) 指定地域相談支援 指定地域移行支援及び指定地域定着支援 (3) 指定計画相談支援 (4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

(5) 指定障害児相談支援

(6) 指定入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）

指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設

第3 基準日

本要綱の基準日は、毎年度4月1日とする。

第4 実施期間

本要綱の実施期間は、毎年度4月1日から3月31日までとする。

第5 報告の対象となる事業者

障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項の規定により、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとするときに報告の対象となる。

また、障害者総合支援法第76条の3第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）第65条の9の6並びに児童福祉法第33条の18第1項及び児

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

(5) 指定障害児相談支援

(6) 指定入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）

指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設

第3 基準日

本要綱の基準日は、令和6年4月1日とする。

第4 実施期間

本要綱の実施期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

第5 報告の対象となる事業者

障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項の規定により、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとするときに報告の対象となる。

また、障害者総合支援法第76条の3第1項及び障害者総合支援法施行規則（以下、「障総則」という。）第65条の9の6並びに児童福祉法第33条の18第1項及び児童福祉法施行規則（以下、「児福則」という。）第36条の30の2の規定により、災害その他都道

児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 36 条の 30 の 2 の規定により、災害その他都道府県知事等に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、本実施要綱で定める基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者が報告の対象となる。

第 6 報告の方法

事業者は、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」（以下「公表システム」という。）を通じて知事に報告することとする。なお、公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合については、文書等により報告することができる。

第 7 報告の内容

障害者総合支援法第 76 条の 3 第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 18 第 1 項の規定に基づき、障害者総合支援法施行規則別表第 1 号及び別表第 2 号並びに児童福祉法施行規則別表第 2 に掲げる項目に関する具体的内容は、それぞれ、別添 1 基本情報及び別添 2 運営情報のとおりとする。

第 8 報告の開始

報告の開始日は、基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者については毎年度 5 月 1 日とする。また、基準日以

府県知事等に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、本実施要綱等で定める基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者が報告の対象となる。

第 6 報告の方法

事業者は、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」（以下「公表システム」という。）を通じて知事に報告することとする。なお、公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合については、文書等により報告することができる。

第 7 報告の内容

障害者総合支援法第 76 条の 3 第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 18 第 1 項の規定に基づき、障総則の別表第 1 及び別表第 2 並びに児福祉則の別表第 2 に掲げる項目に関する具体的内容は、それぞれ、別添 1 基本情報及び別添 2 運営情報のとおりとする。

第 8 報告の開始

報告の開始日は、基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者については令和 6 年 5 月 1 日とする。また、基準日

降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については指定を受けた日とする。

第9 報告の期限

報告の期限は、基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、毎年度7月31日とする。また、基準日以降、新たに、障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定を受けた日から1か月以内とする。

第10 情報の更新

報告は、年1回とする。ただし、法人及び事業者等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスについては、指定障害福祉サービス等事業所の情報として重要な事項であるため、事業者は、当該事項について修正又は変更のあったときに知事に報告を行うものとする。

第11 公表の時期

(1) 基準日より前において指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者

報告後2か月以内

(2) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者
報告後1か月以内

以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については指定を受けた日とする。

第9 報告の期限

報告の期限は、基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、令和6年12月31日とする。また、基準日以降、新たに、障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定を受けた日から1か月以内とする。

第10 情報の更新

報告は、年1回とする。ただし、法人及び事業者等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスについては、指定障害福祉サービス等事業所の情報として重要な事項であるため、事業者は、当該事項について修正又は変更のあったときに知事に報告を行うものとする。

第11 公表の時期

(1) 基準日より前において指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者

報告後2ヶ月以内

(2) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者
報告後1か月以内

第 12 是正命令を受けた事業者に係る障害福祉サービス等情報の取扱い

事業者は、知事から、障害者総合支援法第 76 条の 3 第 4 項及び児童福祉法第 33 条の 18 第 4 項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた事業者に係る障害福祉サービス等情報について、知事の指示により、調査又は公表を行うものとする。

第 13 調査の実施

知事は、公表を行うため必要と認める場合には、障害者総合支援法第 76 条の 3 第 3 項及び児童福祉法第 33 条の 18 第 3 項の規定による調査を実施することとする。

第 14 苦情等の対応

公表されている情報に関して利用者等からの苦情に対応する窓口を、奈良県福祉保険部障害福祉課に置く。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第 12 是正命令を受けた事業者に係る障害福祉サービス等情報の取扱い

事業者は、知事から、障害者総合支援法第 76 条の 3 第 4 項及び児童福祉法第 33 条の 18 第 4 項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた事業者に係る障害福祉サービス等情報について、知事の指示により、調査又は公表を行うものとする。

第 13 調査の実施

知事は、公表を行うため必要と認める場合には、障害者総合支援法第 76 条の 3 第 3 項及び児童福祉法第 33 条の 18 第 3 項の規定による調査を実施することとする。

第 14 苦情等の対応

公表されている情報に関して利用者等からの苦情に対応する窓口を、奈良県福祉医療部障害福祉課に置く。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。